

平成20年6月 定例会（第2回）6月12日 一般質問

◆戸田由紀子議員

通告いたしました5項目について質問いたします。重なる質問もございますが、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

1、核兵器廃絶平和都市宣言について。本市においては、今から25年前の1983年12月22日に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。全国でも73番目、千葉県では習志野市に次いで2番目の宣言都市であり、大変先進的な取り組みをされたと高く評価しております。市役所の前には宣言塔が、第2庁舎には宣言板が立っており、常に四街道市民に平和を訴え、未来を生きる子供たちにも誇れるものであると確信しております。25周年という節目の年である本年、市として25周年記念平和の集いを取り組んでいただきたく、お考えを伺います。

2、高齢者福祉について。介護保険制度は、平成12年（2000年）4月に利用者がサービスを選択してサービスを契約することを基本に、地域や在宅で安心して老いの日々を送れるものとしてスタートしました。本年は、平成18年の制度改正に伴い、予防重視型システムへの転換、地域包括支援センターと地域密着型サービスの新設などを盛り込んだ第3期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しの年です。だれもが緊急時や困ったときに支援の手が必要で、必要な人が、必要なときに、必要なサービスを使える制度となるよう、次の3点について現状と課題を伺います。

①、現計画の事業の進捗状況の調査、評価はいつ、だれが、どのような方法で実施するのですか。

②、介護サービス（訪問介護、介護予防訪問介護）及び地域密着型サービスの供給基盤の整備状況、計画値に対しての実績値及び供給基盤の整備に向けての課題。

③、介護認定や介護サービスについて苦情や相談状況、また介護相談員の活動状況。

3、障害者福祉について。障害者自立支援法で策定が義務づけられた障害福祉計画ですが、障害程度の区分認定や応益負担、サービス供給基盤整備のおくれなどにより、残念ながら利用者が事業者と対等な関係に基づき、サービスを選択し、契約する制度には至っておりません。障害者の自立を支援するための制度に近づけるために今回の見直しは大変重要であり、十分な検証をし、課題を浮き彫りにして対応していただきたく、次の5点を質問いたします。

①、現計画の事業の進捗状況の調査、評価はいつ、だれが、どのような方法で実施するのですか。

②、障害のある方が施設への入所から地域での生活へと移行するためにはグループホーム、ケアホームの整備促進が緊急の課題です。本市の現状。

③、災害時における要援護者への対応の現状。

④、精神障害者の方が一般企業に就労することは、社会の偏見などもあり、大変難しい状況があります。そこで、福祉的就労の場についての考え。

⑤、ケアマネジメントの現状。

4、子育て支援について。12月議会で千代田保育所への指定管理者制度導入の方針の白紙撤回を求める請願が採択されて半年になりますが、いまだに白紙撤回されたという話は聞いておりません。撤回どころか、請願が議会で採択されたにもかかわらず、市長はあくまでも指定管理者制度を導入すると、市民の声を無視した驚くべき回答を父母の会にしています。

①、方針の白紙撤回に向けて、3月議会以降の市の動きを伺います。

②、市民8,494名の署名と議会が請願を採択したという事実は動かしがたいものであり、千代田保育所の指定管理者制度の導入は市民の理解を得ていないと判断し、市長は直ちに白紙撤回をすべきと考えますが、いかがですか。

5、教育問題。図書館は、基本的な人権の一つである知る自由を持つ国民に、豊富な資料と施設を提供することが最も重要な任務です。市立図書館について以下現状と課題を伺います。

①、対面朗読室の利用状況、PRの方法。

②、市民や学生が学習したいと図書館に行っても空席がなく、利用できないという話を聞くが、現状は。

③、児童室の蔵書数について、要望に対して現状は。

④、議会の行ったアンケートでは、情報提供を求める市民の声が多数寄せられています。市民参加のまちづくり、住民自治により、充実し、まちづくりを活発にするためには、情報提供は欠かせません。図書館は、市民が身近に立ち寄れる情報センターとしても大いに活用すべきと考え、議会だよりと一緒に各議員が発行している議会報告を図書館に置くことはいかがでしょうか。

⑤、本市の図書館構想の進みぐあい。

以上で壇上での質問を終わります。

◎総務部長（中野敏明）

私からは、第1項目の核兵器廃絶平和都市宣言25周年記念平和の集いについてお答えをいたします。さきの及川議員に対するご答弁と重複いたしますが、当市では平和祈念事業といたしまして、毎年広島、長崎に原爆が投下されました8月の6日と9日、両日に市全域に呼びかけを行い、1分間の黙祷を実施するほか、毎年8月1日から15日までの間市役所1階ロビーにおきまして原爆パネルの展示を行うなど非核平和の推進に努めております。本年は、当市が核兵器廃絶平和都市宣言を行ってから25年目であることにつきましてもホームページや市政だより、また四街道駅前の電光掲示板などにより広く市民の皆様にお知らせをしてみたいと考えております。私からは以上でございます。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

私からは2項目め、高齢者福祉についての3点、3項目め、障害者福祉についての4点及び4項目め、子育て支援についての3点について順次お答えいたします。初めに、高齢者福祉についてですが、現計画の進捗状況調査については、国から示された調査シートを用いまして、事業の担当課が各事業を評価、調査する形で実施する予定で現在準備を進めておりまして、間もなく調査を開始をいたします。調査結果につきましては、9月上旬に開催予定であります保健福祉審議会高齢者部会に諮る予定でございます。調査により判明した問題点や課題等を踏まえた次期計画となるよう鋭意作業を進めてまいります。

次に、介護サービス、訪問介護、介護予防訪問介護及び地域密着型サービスの供給基盤整備状況と課題についてですが、介護サービスの実績値は介護認定者が利用した訪問介護及び要支援認定者が利用した介護予防訪問介護を合わせまして、平成19年度7万7,127回であり、おおむね計画値を達成しております。また、訪問介護サービスを供給する介護保険事業者ですが、現在市内の19事業所を含めまして、合計で74の事業所が利用されている状況でありまして、

利用事業者がないなどの苦情、相談は特に聞かれていないことから、必要量は確保できていると考えております。地域密着型サービス事業など福祉施設整備計画に位置づけられた事業の計画数と整備状況では、認知症対応型グループホームは平成 19 年度に 1 施設が整備され、既存の施設と合わせまして、市内に 2 カ所となりました。地域密着型特別養護老人ホーム及び夜間対応型訪問介護ステーションはそれぞれ 2 施設と 1 施設を計画し、いずれも 1 施設について施設整備に向け、準備を進めております。小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型デイサービスは、それぞれ 4 施設と 2 施設を計画し、現在のところ具体的な事業予定はなく、認知症対応型デイサービスは既存の事業所が市内に 1 カ所でございます。地域密着型サービス事業は小規模な施設であることから、事業者にとっては採算面などに不安があり、他市町村同様事業への参入が進まない現状でございます。今後は、地域密着型施設の整備に加えまして、広域型施設の整備に向けた千葉県の動向も見守っていきたいと考えております。

次に、介護認定や介護サービスについての苦情や相談状況と介護相談員の活動状況についてですが、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの相談状況は、平成 19 年度の相談総数は 2,631 件で、サービスの利用に関する相談が 1,148 件と一番多く、続いて介護予防支援の契約に関する相談が 608 件でございました。また、苦情相談は 51 件で、主なものは介護支援専門員に関して 9 件、訪問介護関係 8 件でございます。いずれも、社会福祉士や保健師、主任ケアマネジャーといった専門職で対応いたしました。なお、介護認定結果への苦情や相談は高齢者支援課で対応しておりまして、十分な説明を行い、ご理解をいただいておりますが、必要な場合は再調査を行い、再度審査会に諮るといった対応も行っております。次に、介護相談員ですが、利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に、市では介護相談員を委嘱いたしまして、現在 5 名の介護相談員が毎月介護保険施設、通所介護施設を訪問いたしまして、利用者の生の声をお聞きしております。平成 19 年度は、延べ 1,319 人に面接をいたしまして、延べ 67 件の相談を受けました。利用者と事業者が問題解決できるよう橋渡し役を努め、双方に好評をいただいているところでございます。

続いて、障害者福祉についてですが、障害者福祉計画の進捗状況調査については、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と同様の調査を行おうと考えており、開始時期につきましては今月下旬を予定しているところでございます。8 月下旬に開催予定であります保健福祉審議会障害者部会に諮る予定でありまして、鋭意作業を進めているところでございます。

グループホーム、ケアホームの本市の状況については、これらの社会資源は現在のところ障害福祉施策の中では民間の法人が知事からサービス事業者の指定を受けた上で運営するものでございます。現在グループホーム、ケアホームは本市にはございませんが、障害者団体においてはグループホーム等の勉強会を行うなどしておりますので、参入を希望する事業者がありました場合には情報提供などを協力したいと考えております。

災害時における要援護者に対する支援については、先日の吉本議員にもお答えしたとおり、関係各課の協議を重ねまして、対応してまいりたいと考えております。

精神障害者の福祉的就労の場についての考えについては、市内では南部総合福祉センター内の福祉ショップこんぺいとうや地域活動支援センターとして運営をしておりますどんぐり工房などが利用可能な社会資源と認識をしているところでございます。しかしながら、就労の支援を目的としたサービスは、障害者自立支援法による就労移行支援などの利用ということになるかと思っております。今後精神障害者を対象としたサービス事業者の状況把握、適切な情報提供を行いまして、障害者自立支援協議会の場などで意見交換いたしまして、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、ケアマネジメントの現状については、平成 14 年 3 月に策定されました障害者ケアガイドラインに定義されています理念に基づき、2 カ所の相談支援事業所の業務などの中で展開されておりまして、今後も充実を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、子育て支援についてですが、3 月以降の市の動きということですが、5 月 22 日に千代田保育所父母の会の役員の皆さんも新年度になってかわられたことから、児童家庭課の課長以下の職員があいさつに出向きまして、引き続き理解を求めていきたい旨をお伝えしたところでございます。

なお、昨年 12 月定例会で市立千代田保育所の指定管理者制度導入の方針の白紙撤回を求める請願が採択されましたことにつきましては、先ほども清水真奈美議員にもお答えしたとおり議会の判断であり、重く受けとめております。指定管理者制度につきましては、公の施設の管理に民間の能力を活用いたしまして、市民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目指すものでありますことから、公の施設の指定管理者制度の導入は例外なく検討することが必要と考えております。市では、話し合いの場としての第三者を含めた協議会の設置などを含め、父母の会の皆さんのご意見を踏まえ、話し合いを重ねながら対応していきたいと考えております。以上でございます。

◎教育長（高田和正）

私からは 5 項め、教育問題、図書館の現状と課題についてお答えします。

初めに、1 番、対面朗読室についてですが、図書館には体に障害があるため本を読むことができない方のために対面式で朗読をサービスする部屋が 2 部屋あります。開館当初は利用者があった時期もありましたが、その後ボランティアセンターの活動により録音テープの郵送サービスが開始されました。また、その後建設された福祉センターの 3 階により専門的な部屋ができたこと等により、現在はボランティアの方々が高齢者のために情報誌等の録音のために使用しているのみとなっております。PR につきましては、そのような状況から、特にしておりません。

次に、2 番、参考書等を持ち込んでの自主学習のための席につきましては特に設けてありませんが、図書閲覧室として地下 1 階に 22 席、1 階に 8 席、2 階に 22 席それぞれ配置しております。時期等によっては混雑することもあります。その対策といたしましてはご承知のとおり暫定的ではありますが、昨年度から夏期期間に文化センターに学習室を設けたところであります。昨年度は 38 席を 61 日間開設し、1 日平均 7.36 人の利用でした。

次に、3 番、児童図書についてですが、平成 18 年度児童図書の蔵書数約 7 万 4,500 冊で、これは児童 1 人当たり 7.2 冊となり、県内平均 5.6 冊よりやや上回っている現状にあります。また、購入状況としましては、19 年度全体購入約 9,800 冊、1,947 万円のうち児童図書は 1,366 冊、約 190 万円で、おおむね要望にこたえていると考えております。

次に、4 番、市民参加のまちづくりのための図書館についてですが、図書館は市民に情報を提供するための社会教育施設でもあります。そのため行政情報、議会情報の提供等住民の生活課題に係る情報、個人の学習支援として医療、法務関係等の情報等幅広い情報の提供が必要と考えております。そのため図書館では議会会議録、議会だよりのほかに予算書等の公式刊行物は市民に提供しています。しかしながら、議員仰せの各議員の議会報告につきましては、公職選挙法の上から選挙期間中はもちろん、ふだんの議員個人、個人の活動報告についても特定の政治活動に抵触する可能性もあることや、教育施設における政治活動制限の立場から困難と考えております。

次に、5 番、図書館につきましては、本年度についても開館日の拡大等利用者のサービス向上に努めているところでありますが、現在学校図書館図書のバーコード化も進めており、近い将来には図書のデータ一元化を初めとして、市内の学校や公民館図書室との連携がさらに進み、市民の利便性が進みます。そうした市民への図書サービスの充実を視点とする図書館サービス計画につきましては、将来的な図書館のあり方等も含め、調査検討しておりますので、ご理解願います。以上で終わります。

◆戸田由紀子議員

ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。まず、1項目めの平和都市宣言の記念事業ですけれども、今のご答弁、本当に内容的にはとても寂しい気がいたしました。25周年記念として特別な事業は考えていないということでしたが、5周年、10周年、15周年と、その節目、節目で市民とともに平和の集いを実施してきたという実績が市にはございます。25周年といえば銀婚式です。大事な節目の年です。いいことは続けるべきと思いますが、実施しない理由をもう少し詳しくお聞かせください。

◎市長（高橋操）

5周年記念は、たしか市主催でやっていると思います。それ以降10周年は市民主体で、市が後援する形でやっております。15周年も市民が主体で、市が後援する形で実施をしております。25年たっておりますし、市民の皆様方に主体的に活動していただけるということであれば、同じように後援という形はあり得ると思っております。

◆戸田由紀子議員

25周年ということで、後援という形はあり得るということなのですが、5月の末に市民団体の方から市が主催で平和の集いを実施してほしい旨の要望があったと伺っておりますが、このほうにはどのような回答されていますか。

◎総務部長（中野敏明）

お答えをいたします。5月29日付で、市民平和の集いを考える会というところを窓口に、市民平和の集いの企画要請という形でこちらのほうに見えられておりますが、ただいま壇上で私が申し上げた趣旨でお話を申し上げます。

◆戸田由紀子議員

市民協働ということこれから本格的に進めようとしている市長さんですので、市民団体との協働というところは十分ご認識されていると思います。ただいま後援という形でならということなのですが、ちょっと寂しい気がしますので、やはり市が主催で、それを市民がともにやるという、そのような形はいかがでしょうか。

◎市長（高橋操）

過去を振り返りますと、先ほどの述べさせていただいたような経過がございます。そんな意味でも今後市民主役のまちづくりと皆さんもおっしゃっている部分もございますし、できれば皆様方主体でやっていただいて、市は後援をさせていただくと、そういう形の流れが今日まで続いておりますので、その方向で議員も先頭に立って頑張っていただければと思います。

◆戸田由紀子議員

同じようなご答弁なのですが、市として主体的にやるという、その取り組みが市としては必要ではないかと思っておりますけれども、その辺のところは全然考えていらっしゃるのでしょうか。

◎市長（高橋操）

主体的にということは、例年やらせていただいている広報については逐次やらせていただきますし、また電光掲示板について今回新しく記念として内容を考えながら駅前で乗りおりの方々常在に目が触れるような工夫をさせていただくという主体的な取り組みをさせていただいております。しかし、先ほど申し上げましたように過去の経緯からかんがみ、市民の皆様方の主体的な活動を市が後援すると、そういう形の実施が最も望まれる形ではないかなと考えております。

◆戸田由紀子議員

知らせるだけというような種の主体性には、ちょっと寂しい気がいたしております。この件につきましては、その市民団体のほうからまたいろいろな働きかけがあるかと思いますが、そのときにはとにかく市としての主体性を十分取り入れた中での応援というか、支援というのでしょうか、平和の集いを実施するという事をお伝えしていただきたいと思っております。

では、次の高齢者福祉に移ります。高齢者福祉は、国の制度のもとで市のほうが行っているということでは、何かとても市民が、自分たちが利用するような制度というよりは、ちょっと措置制度に近いような感想を持ってしまっております。それで、調査なのですが、国の調査シートをもとにということなのですが、市独自で歩いて実情を調査するということはお考えになっていないのでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。計画の策定に当たりましては、現在サービスを提供している事業所とのヒアリングだとか、また市民との懇談会等を通しながら、市も現状はどうか、どういうご意見お持ちなのか、いろんなご意見を聞いた上で、またアンケート調査等をやりながら実態を把握し、現在の3期までの実績を踏まえて、それをどのように4期の計画に反映するか、そういうことまで実際に歩いて、聞いて、実態を調べて、その上に立った計画を立てていくということでございます。

◆戸田由紀子議員

済みません。進捗状況や評価の部分については、市民などからの聞き取り調査をするということですか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

評価だとか、進捗状況につきましては、先ほど壇上でお答えしたように各事業課のほうでその評価等を今月末等から実施をする予定でございますので、それをまとめて9月に保健福祉審議会の高齢者部会のほうにその結果を報告するという予定でございます。

◆戸田由紀子議員

計画をつくるときには、とても丁寧な形でされています。進捗状況や現在までの問題点、課題などについてもぜひ丁寧に実地調査をしながら、歩きながらの数値を市としてはつかんでいただきたいということを要望させていただきます。

次ですけれども、今この介護保険に関しましては、介護の現場で働く人たちの人手不足が大きな問題になっております。5月30日の朝日新聞によると、介護の現場の人手不足は深刻さを増す一方だ、現在100万人余りが働いているが、毎年20%がやめていく、訪問介護の事業所も人が集まらないのと経営難で昨年12月より減少に転じていると報じています。本市の状況はいかがでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。事業所の関係につきましては、先ほど壇上でお話をしたとおり平成15年、18年の改正によりまして、いずれも介護報酬が引き下げられたということで、事業所経営が大変厳しいというお話は聞いてございますし、今のお話にあったように新聞等では介護サービスの現場では従事する介護労働者の労働環境が悪化いたしまして、従事者の職場定着率が低く、必要な人材が確保できないというようなことがマスコミなどでも報じられていることについても認識をしているところでございます。そのため国のほうにおいては、本年の4月に介護人材確保のために研究会を発足させるなどの対策に乗り出しまして、また5月には介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律が国会で可決されるなどの動きがあったところでございます。市といたしましては、現況いろんな今回の計画策定にも関連して事業所等の話も聞いてまいりますし、現行ではさっき壇上で話したようにサービスにおける苦情等のお話がないということで、受けられるサービスは市内においては充実されているという認識は持っているところでございます。

◆戸田由紀子議員

私の友達でもヘルパーをしている方が何人もいらっしゃいます。事業所の違う方たちのお話を聞くと、正社員の方がやめたとか、それに伴って臨時である彼女たちに非常に負担がかかっている、とても大変だというような話を何人かの方から聞いております。それで、先ほど国のほうのご説明があったのですけれども、国のほうの法律が非常に中身の無いあれで、ちょっと読み上げてみますけれども、たった1条の条文なのです。来年4月までに必要があると認めるときは、必要な措置を講じるものとする、これだけです。何かちょっと余りにも中身の無い法律ができたということでは力が抜けております。国のほうも財源の問題とか、いろいろあるかと思えますけれども、それはそれといたしまして、では次いきます。

先ほどの朝日新聞の記事を続けます。介護職員の平均月収は20万円余り、人の命を支える重労働なのにほかの仕事より10万円以上低い、身分も半数近くが非正社員と不安定である、要介護認定者は10年後には600万人を超える、少なくともあと50万人の介護職員が必要、このままていくとせつかくの介護保険制度が人材面から崩壊しかねない、そのためには介護報酬を上げることと提言しています。そこで、ちょっと市のほうにお聞きしたいのですけれども、このような介護保険制度が迎えている現状に対して、市としてはどのような対応ができるとお考えでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。市といたしましては、今後これらの動きを見て、機会をとらえて、介護サービスの質の確保と向上のための意見を伝えることができる場面が来れば、それを伝えることができればと考えているところでございます。

◆戸田由紀子議員

場面が来ればではなくて、ぜひ場面をつくっていただきたいと思えます。県とのヒアリングなどもこれからあるかと思えます。そういう場を利用して、ぜひ保険者である自治体の実態、その実態を本当に県のほうへ訴え、そしてそれを国のほうへ制度の改正まで持って行っていただきたいということを強く要望いたします。次に、介護相談員の方のお話がありました。この介護相談員と地域包括支援センターとの連携はされているのでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。介護相談員に求められている役割といたしましては、地域包括支援センターとの総合相談窓口支援の役割も入っておりますので、必要に応じてお互いに連携をとることとなっております。具体的な事例については今ここでは入っておりませんが、おのおのがそういう役割分担を持っていますので、お互い連携しながらやっていただきたいと、そう思っております。

◆戸田由紀子議員

ということは、連携がされていると受けとめてよろしいですか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えします。先ほども壇上で申し上げましたように介護相談員は施設また施設の利用者等の相談を受けてまいりますので、その内容によっては地域包括支援センターと相談すると、そういう形で対応を図っていると。具体的には、今ここでは具体的な事例は聞いていませんけれども、そういう対応を図るといってお互いに認識をしていますので、そういう事態が来れば介護相談員は地域包括支援センターとの相談をしていくことと考えております。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

いろいろな相談とか苦情などが、制度を改善するととてもよい材料だと思っております。それぞれの相談が個別に動くのではなくて、せつかく地域包括支援センターができたわけですので、そこで集約して、よりよい制度へ向かってのいい材料として、だから個人名とか、そういうプライバシーのところは全然表に出さなくても、相談デーを活用と言ったら変なのですけれども、よりよい制度へ向けての実態というところではぜひ取り上げ、またとにかく連携をするというところをお願いしたいと思います。地域包括支援センターには、期待するところが大きいです。それだけに職員の方たちの対応が大変な状況だと思えますけれども、ちょっとこのことに関しましてはまた別の機会にいろいろと詳しくお聞きしたいと思っておりますけれども、1つお聞きしたいのは包括支援セ

ンターは早朝や夜間、それから緊急時の対応はどのようにになっているのかといったことをお聞きします。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。現在の地域包括支援センターの職員の勤務外といたしましては、勤務時間が8時半から17時30分、5時30分でございますので、逆の17時30分から早朝の8時半までが勤務外の時間ということになるかと思います。これらの対応につきましては、在宅介護支援センターの案内のテープに切りかわるようになっておりまして、時間外に相談を受けた在宅支援センターにおいては、まず在宅支援センターの本体である施設の当直者が指示、対応をいたします。当直職員での対応で終了しなかった場合には、在宅支援センターの担当者に連絡をいたしまして、指示、対応するようになっております。また、そこで解決がつかない場合には包括支援センターの担当職員の携帯電話等に連絡が入るようになっておりますので、平成18年、19年においてはそのような事態は発生しておりませんが、相談者の内容によっては、場合によっては警察や消防との連絡も必要になる場合もございますので、相談者からの対応と、相談者から通報ができない場合には担当者が相談者にかわって通報するような、こんなシステムになっておりますが、その実績については18年、19年には一切ございませんでした。

◆戸田由紀子議員

在宅支援センターの案内のテープが回るようになってきているということなのですが、そのテープに対して電話をかけた方は話をする事ができるのですか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

テープを聞いた上で在宅支援センターの職員の当直者が対応、指示をするシステムになっておりますので、まずテープを聞いてからということになっております。

◆戸田由紀子議員

テープは、在宅支援センターのテープではなく、ぜひ包括支援センターの職員の方への転送とか、留守電にするとか、そのような対応をお願いいたします。最後に、高齢者の計画の見直しに当たって、市民の意見や要望などはどのような形で取り入れるのでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、まず高齢者や要介護認定者につきましてはアンケート調査の実施を考えております。また、市民懇談会を合計で2回ほど開催する予定でございますし、同時に先ほど申し上げましたように事業者、介護保険の事業実施者等にもヒアリングをする予定でございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

とにかくきめ細やかに利用する方、市民の方たちの声を聞き取り、よりよい計画をつくっていただきたいと思います。次に、障害者福祉に移ります。災害時の要援護者の方の避難支援計画については、先日のご答弁でいろいろお聞きいたしました。その中で1つ薬を飲み続けなければならない精神障害者の方へのきめ細やかな配慮についてお願いしたいのですけれども、このあたりはどのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか、ありましたらお願いします。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。要援護者に限らず、服用が不可欠な方はおいでになろうかと思いますけれども、現在要援護者対策の中で、要援護者支援プランの中で担当者会議等を開催して、どういう情報をどういう形でまとめていくか、その辺をこれから詰めてまいりますので、まずどのような形でその情報を整理していくのか、これは要援護者の服用だけではなくて支援を必要とする常に服薬が欠かせない方々の情報も含めて、どのように整理していくかについてはこれから検討してまいりたいと思っております。

◆戸田由紀子議員

病院との連携も必要になってくるかと思っておりますので、そのあたりもよろしくをお願いいたします。

福祉的就労に移ります。精神障害者の方の居場所ができました。精神障害者は100人に1人とされていることから、人口8万の本市では800人というふうに推測されております。支援センターで元気になっても、一般企業への就労が非常に難しい状況です。薬を飲んでいることをオープンにすると、断られてしまう。それは、薬を飲んでいることを知らせない、クローズにしていると、みんなと同じ扱いになって、薬を飲みづらい、休みづらいなど、その精神的な負担は大きいものがあります。どうぞこんぺいとうのような福祉的就労の場を市内にあと1カ所なり検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。今精神障害者の就労の場としてはどんぐり工場の作業所があるわけございまして、またこんぺいとうにつきましては障害者の就労の場として現在わろうべの里の喫茶のほうで、精神障害だけではなくて、知的、身体障害の方々が就労意欲があって、こんぺいとうの業務に従事できる方についてはご参加いただいているという状況がございますので、個々の障害の状況等で就労できるかどうかについては今あるものをまずご利用いただくのが私どもとしては考えているところでございます。

◆戸田由紀子議員

いろいろな特に精神障害の方へは配慮しなければというところがたくさんございます。ぜひ福祉的就労の場を増やしていただきたいということを要望させていただきます。次、ケアマネジメント、サービス利用者の選択、自己決定を可能にするためには、基本となる情報提供、地域生活を支える障害者ケアマネジメントが重要ですが、介護保険のようなケアマネジャーという位置づけされた制度がありません。これからの展望をお聞かせください。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。障害福祉のケアマネジメントにつきましては、介護保険制度のケアマネジャーとは同じ位置づけにはなっておりません。障害者のケアマネジメントの中心的な役割は相談業務事業所に配置されています相談支援専門員、本市では2団体に委託して、2カ所で事業所をやっております。この相談支援専門員が行う業務に、介護保険ケアマネジャーと似たシステムといたしましては、サービス利用計画作成費の支給が介護給付の対象として位置づけられているところがございます。

◆戸田由紀子議員

この2つの計画の見直しに際しましては、ぜひ耳からの情報を必要としている方へは読み取り機スピーチオの対応や、対面朗読、テープなど多様な対応を検討していただきますように要望いたしましてこの項を終わります。

次、子育て支援に移ります。この子育て支援、千代田保育所の指定管理者制度の方針の白紙撤回については、もう何人の方が質問し、議会でも答弁をいただいております。その内容は、本当に相も変わらずの答弁だなというふうな感想を持ちました。最初にちょっとお断りしておきますけれども、私は民間でとてもよい保育をしている場所を知っていますので、一概に公立がよくて、民間がいけない、指定管理者制度導入が悪いとは言えないと思っています。ただ、今回質問するに当たり、千代田保育所の指定管理者制度の導入問題についての資料を幾つか読み返してみました。市が父母の会に示したものの、それから父母の会の出された、それぞれの出された資料を読んできましたが、市からの資料からは公立保育所の果たしてきた役割、本市の保育行政のあるべき姿や、直営でなくなることで子供たちに与える影響などの重要課題についての検証結果を知ることができませんでした。検証していないのか、出さないのかわかりませんが、子供の育ちの場である保育所です。人を相手にする施設で、こんな大事な資料がないということに驚きました。このようなお粗末な内容で父母の会の理解を得ようとしたことは、私にはとても信じられません。改めて12月議会での請願採択という重みと、同僚議員の方々の良識ある判断に敬意を表したところでございます。それで、具体的にちょっと伺っていきます。まず、1つ市長が提案している第三者を含めた協議会の目的と役割について教えてください。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。協議会の役割につきましては、千代田保育所の指定管理者制度導入につきまして市の意見、また父母の会の意見等をお聞きした上で、これは行財政改革の一環としての位置づけがされておりますので、当事者以外の保育の専門の方々等を入れた形で話をしていきたい、そういう目的で設置をする上で父母の会のほうにご提示をしたところでございます。

◆戸田由紀子議員

それでは、その場に市はどのような姿勢で臨むのでしょうか。白紙撤回をした上で臨むのでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

協議会の中でどういう結論になるかについては、多くの議員の方から質問された中で市長が言っているように、まず話し合いをして、話し合いをした上で、その過程の中でいろんな問題点、問題等が出てくる。その過程の中での話もしないうちに、今この計画について請願等があったのですけれども、まず話し合いをしていきたいということでの考えから、市としては要望書に対して、市の新たな考え方として、当事者だけでなく、第三者を含めた形での協議会で話し合いをしましょう、そういう今提案を父母の会のほうにしているところでございます。

◆戸田由紀子議員

今までのご答弁を伺っていると、市としては請願の採択を重く受けとめて第三者を含めた協議会の設置を提案しているのに、父母の会が同意をしない、父母の会に問題があると受けとめられる発言をされていますが、父母の会としては導入ありきの協議には参加できないのは当然ではないでしょうか。白紙撤回した上でないと同じテーブルに着けないのは当然だと考えますが、いかがでしょうか。私は、5年前の合併協議会を思い出します。合併協議会は合併するか、しないかを含めて話し合う、話し合いの場であるという合併協議会が設置されました。でも、いざ設置されると、合併ありきの方向で話がどんどん進んでしまい、だまされたと思っても後の祭り。どこにもぶつけようのなかったあのときの悔しさがよみがえります。協議会の目的をきちんと決めておく必要があるのではありませんか、ご答弁をお願いします。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。議会でも説明をしているのですけれども、父母の会とどういう形で……まず、話し合いが今できる状態には至っていないというような状況でございますので、その話し合いをする中でどういう内容にするのか、協議会の方向についてはどうするのか、それらも含めて話し合いの場をまずつくる、これが今一番私どもが父母会のほうにお願いをしたい事柄でございます、その場の中でこの協議会を設置をしたときに、この協議会をどういう位置づけにするとか、それも含めた形での父母の会との話し合いをしていきたいと、そう考えております。

◆戸田由紀子議員

16年の9月に本市の指定管理者制度の導入に当たっての基本方針ができております。それがたびたびこの方針に従ってというご答弁があるのですけれども、その中で対応方針として各施設の性質を考慮した上で積極的に導入を図っていくものとする、さらにまた具体的な対応方針として直接管理している施設については施設や業務の性質を精査した上で直営、民営、指定管理者制度などのあらゆる管理運営形態について今後とも検討を重ね、最も適当と判断される方策を選定し云々とあります。これに照らしてみますと、協議会はその導入を決定する前の段階で持たれるべきではないかと思うのです。順序が逆ではないですか。また、市の動きは指定管理者制度の導入に当たっての基本方針にも反しているのではないのでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。父母の会のほうから要望書が出てまいりまして、要望書に対して私ども回答いたしました。2回目の要望書の中で、改めて当事者だけでなく、第三者を含めた形での協議会の設置を提案したところでございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

済みません。ちょっとご答弁になっていないので、改めてお聞きいたします。この基本方針には、反しているのではないですかというところをもう一度ご答弁いただきたいと思います。では、基本方針をつくられた方のご答弁をいただきたいと思います。

◎総務部長（中野敏明）

お答えをいたします。基本方針は、指定管理者制度を導入するに当たって定めたものでございます。今、戸田議員が仰せられた内容がそこに盛り込まれている指針というところでございます。それらの指針を受けまして、指定管理者制度というところの導入に当たっては48項目の中でいろいろ規定をされておりますけれども、その中でこの千代田保育所の件につきましてもそれに照らし合わせまして、最終的にこの指定管理者制度として行財政改革推進計画の中で位置づけたということで、それが前後するものではないと感じております。

◆戸田由紀子議員

今父母の会へ提案している第三者協議会というものは導入するか、しないかを含めた協議会というふうに今までご発言なさっているのですが、そうなるこの基本方針に対して反するものではないかということをお伺いしておりますので、再度ご答弁をお願いします。

◎総務部長（中野敏明）

ご案内のとおりこの推進計画の中での位置づけとしましては平成21年度から導入するという形で決定をしたところでございますが、その後の状況としてこのこれまでの議会の中でいろいろ議論されているところがございます。そういう意味で白紙撤回という取り扱いにつきましてもその取り扱いについては、重く受けとめているという前提の中で話し合いの場を今後も設けていって、その中で十分話し合いの糧としてその経緯を十分踏まえまして、市の計画に皆さんがお示ししているような内容が反しているかどうかということも検証しつつということで、第三者機関を設置して十分話し合いをしていくという趣旨で、これまでの答弁の中でお話を申し上げているところでございます。

◆戸田由紀子議員

済みません。ちょっと全然理解できなくて申しわけないのですが、では指定管理者制度の導入に当たっての基本方針というのはどんなものなのか。これは、では幾らでも基本方針というのは変えられるものなのか。

◎市長（高橋操）

基本的には、その方向でいくというのが基本方針でございます。その中で個々の対応でご承知のように父母の会の皆さんからの請願が出、そういう意味では採択されたわけですが、議会で。したがって、基本から離れることになるわけですが。そこで、白紙撤回、導入をやめる、やるも含めて、テーブルで足りないと思われる情報も双方納得いく情報を集めて、その上で結論を出しましょうという提案を昨年来させていただいているわけです。

◆戸田由紀子議員

父母の会の方がテーブルに着くには、白紙撤回ということをした上でないとテーブルに着けないというのは普通の考えではないでしょうか。それで、指定管理者制度の導入は全国どこの自治体でも取り組まなければならない問題ですけれども、導入に際しては行政の責任放棄となるおそれがあるため導入する前の丁寧な検証が求められております。このことは行政の方たちは十分ご承知のことだと思いますけれども、ここにちょっと伊丹市の例をご紹介します。伊丹市の保育所は公立が8カ所、私立が10カ所です。平成18年に保育所民営化計画に関する懇談会を設置して、年間8回の懇談会を持って、平成19年の6月に検討結果を提言書にまとめて市に提言しています。市は、この提言書をもとに平成19年の10月に保育所の民営化計画を作成して、8カ所の公立保育所のうちの2カ所を民営化するとしています。8カ所のうちの2カ所です。民営化への期間は、子供への影響に配慮した十分な引き継ぎ期間の確保と、保護者との信頼関係を構築するための十分な説明、周知期間の確保などから平成21年度を初年度としています。この年8回持たれた懇談会では、民営化の課題やその対応策などを具体的に挙げる場であり、10名の委員だけでなく、公立保育所の保護者や保育士からのヒアリング、保護者会が実施した保護者アンケートの結果、そのほか保護者から懇談会に寄せられた意見、要望などを取り入れながら議論し、提言書をまとめています。今回市長さんが提案されている第三者を含めた協議会は、この伊丹市の例でもわかるように導入を決める前に持つべきものなのです。父母の会との信頼関係を構築するためにも、ぜひ指定管理者制度の導入を白紙撤回をしていただき、改めて協議会設置を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎市長（高橋操）

現時点では、繰り返しになりますが、第三者を入れて、テーブルを設けて、協議をさせていただきたいと思っております。できれば、その方向で皆さんのご理解いただけるよう努力をしてみたいと思います。

◆戸田由紀子議員

何かとても時間稼ぎのような気がしてなりません。父母の会の方たちは、年々子供たちが育つに従って、その場からいわゆる居場所を変えていきます、学校に上がったりのなんかします。何か時間稼ぎというような最悪の事態は、ぜひ避けていただきたいと思います。ぜひ市長さんの案に、白紙撤回ということを検討していただきたいことを強く、強く要望いたします。

では、教育問題に移ります。では、図書館ですけれども、図書館は民主主義のとりでと言われております。いろいろな情報があり、比較して調べられること、レファレンスサービスも受けられることなど、必要とする人に、必要なとき、必要とする情報を提供するという大切な役割を担っています。そしてまず、1つお伺いしたいのは、現在平成3年に四街道図書館による朗読講習会が開催され、その講習を受けた市民の方々や以前から視覚障害者の方へ声のお頼りを届けていた方が市政だより、「ふくし四街道」、「てと手」、読書感想文「しだれざくら」、議会だより、選挙公報などをテープに吹き込んでお届けするという地道な活動を続けています。対面朗読という言葉は市民生活になじみがなく、図書館にそんな部屋があることすら知らない人のほうが多いと思います。視覚障害者だけでなく、今健康な方でもさまざまな理由で目や両手が不自由になったときには耳からの情報が頼りです。人間だれもが年をとり、体の機能が衰

えることは避けられないことですので、だれもが必要な情報、自分の知りたい情報を得るといえることができるよう条件整備をしていただきたいと思います。高齢社会に向かい、ニーズは潜在しています。テープでの需要に加え、対面朗読の掘り起こしとPRをお願いしたいと思います。ご答弁はよろしいです。

済みません。それで、先ほど図書館の蔵書について伺ったのですけれども、本市の図書館の蔵書数と、そのうちの地下の書庫に入っている蔵書はどのぐらいありますか。

◎教育長（高田和正）

お答えします。ご質問は、全体の蔵書数と地下にある蔵書数ですか。ただいま調べますので、後ほどご答弁いたします。

戸田由紀子議員

では、次に移ります。議員の議会報告の情報のことなのですが、7年ぐらい前になるのですが、浦安市の中央図書館に議員の発行する議会報告書が置いてあるのを見つけて驚き、市民の方に情報を伝える機会が1つ増えることはいいいことではないかと思ひ、ぜひ四街道でも実現させたいと思ひしていました。先ほどいろいろな公職選挙法にかかるかということがありましたけれども、そういうことは私はないと思ひしております。選挙期間中は公職選挙法に触れる場合がありますけれども、それ以外のときは浦安の中央図書館でも現に置いているわけですから、そのような心配はないかと思ひます。議会報告は本人の責任で出すのですから、その内容については本人が責任をとるものであって、何ら問題はないと思ひますので、とにかく情報を手にする機会は全議員が平等にしなければなりませんけれども、出す、出さないかは本人の考えでいいのではないかと思ひますが、改めて設置する、置くことに対してご答弁いただければと思ひます。

◎教育長（高田和正）

お答えします。ご質問の通告を受けてから内部で検討いたしました。おっしゃるとおり図書館の果たす役割は、非常に幅広いものであります。そして、さまざまな情報を、書籍、雑誌を閲覧していただくだけではなく、あらゆる情報を提供していく方向で努力しています。その中で今ご指摘のあった点についても、浦安はそういった活動をやっているということも承知しております。しかし、これいろいろ検討したのですけれども、非常に多くの政治家の方がご自分の活動を、あるいは主義、主張をミニコミ誌、あるいはインターネットで流しているのは、これは大変な重要なことだというふうには思ひています。ただ、図書館というものは教育的な役割を持っているということから社会教育法がありまして、第23条につきましてはご承知のとおり政治活動だとか、あるいは宗教、あるいは営利を目的としたものは禁止しているというものはあります。それで、公民館の利用については制限をされているのはご存じだと思ひます。こういった法律上のこともありまして、図書館もそれに準ずるところではないかというふうには考へています。ただ、議会が出している、事務局で編集したり、出しているもの等、刊行物等については、先ほどお話ししたように提供しているところでありまして、こういった事情をいろいろ考へた末の現在における結論でありますので、ご理解いただきたいと思います。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

3項目めの障害者福祉についての再質問の際、私福祉ショップこんぺいとうについて「就労の場」という位置づけというお話をいたしましたけれども、正しくは福祉ショップこんぺいとうにつきましては「社会参加の場」ということで訂正し、おわび申し上げます。

◎教育長（高田和正）

先ほど答弁保留した点についてお答えします。蔵書数ですけれども、全体が約28万冊、閲覧室等に配架しているものは約10万冊、地下にあるものが約18万冊であります。以上であります。

◆戸田由紀子議員

済みません。残り時間1分ですので、最後の質問にいきます。図書館構想について、これ整備構想について伺います。平成12年9月の本市の教育委員会会議で図書館の移転新設が議決され、都市核北地区への移転が計画されておりましたが、それがいつの間にか立ち消えになって、交流センター建設の計画が浮上してきたわけですね。平成12年の教育委員会会議では、現在の図書館が手狭になってきていて新しい蔵書が増やせないことや、子供たちの学習室への要望が強いことなど課題について協議をされて、議決されたわけですが、これらの課題が解決されないまま8年が経過してしまいました。新しい図書館を望む市民の方からの声もありますので、移転新設についてどのように考へていらっしゃるのか、教育委員会としての見解がありましたら伺いたいと思います。

◎教育長（高田和正）

お答えします。ご指摘のとおりです。そうした決議をしたということも私が教育長就任のころから引き継いでおります。それで、都市核の計画の中で、総合的な計画の中で図書館機能を備えた生涯学習センターを建てようという企画を最初持っておりました。そのための準備を進めてきたわけですが、たびたび議会でもお答えしておりますけれども、図書館に関する補助金は出ないことになったこと、財政上の事情などいろいろありまして、交流センターに切りかえて、その建設、それとその周辺の整備、武道館あるいは文化センターを整備していくということに変わっていったわけでありまして、それをもとにした計画がつくられまして、国のほうの補助金も出ることが決まったのですけれども、住民投票の結果、否決をされましたので、これ白紙に戻りました。したがって、図書館については今のところ基本計画の中では改修をするということは考へております。しかしながら、いつにするかということは、文化センターと続いている建物でありますので、それに合わせて改修したらどうかという案は持っています。それと、図書館のあり方については、図書館のみではなくて、施設にかかわる教育総務課、それから社会教育課、学校教育課、これらのそれぞれ横断的に検討会を持ちまして、幾つかの案を練っているところであります。そのうち今のところ学校図書館の充実を図るということに重点を置いています。この間から質問にお答えしているとおりますが、ネットワークを張るとか、蔵書数を増やすと、こちらのほうに重点を置いて、その延長としまして、中央図書館にコンピューターを新しいものを入れまして、容量の大きいものに今工事をしているところですが、そういったことと来年度には学校の図書がお互いに検索できるようにすること、そして次の段階にこの図書館とお互い検索をしたりすることができるように準備を進めています。そして、物流、本を各学校、図書館、公民館に送り届けができるような体制も今つくっています。これは二、三年のうちに可能だというふうには思ひています。ですから、借りたい本を検索をして、申し込みをすれば、近くの小中学校へお届けすると、そしてお返しするときもそこへお返ししていただくということをやることによって、学校の図書、図書館の図書を含めまして、交流ができるようにと現段階

では進めています。その点をご理解いただきたいと思います。改修、改築については今後の検討課題とさせていただきます。以上です。